

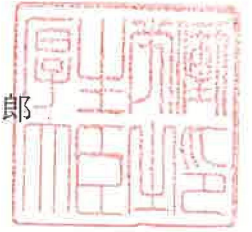
厚生労働省発基安 0713 第 3 号

令和 8 年 7 月 13 日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

厚生労働大臣 上野 賢一郎



別紙「林業・木材製造業労働災害防止規程変更案要綱」について、貴会の意見を求める。

林業・木材製造業労働災害防止規程変更案要綱

第1 労働安全衛生関係法令を踏まえた改正等

1 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号。以下「改正法」という。）及び改正法に基づき改正した政省令等における以下の（1）から（4）までに掲げる事項について、労働災害防止規程（以下「規程」という。）に同様の規定を設けること。

（1）個人事業者等に対する安全衛生対策の推進のため、労働者と同じ場所において作業を行う個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、事業者等が講ずべき措置について所要の見直しを行うこと。

（2）職場のメンタルヘルス対策の推進のため、常用労働者50人未満の事業場に対しストレスチェックの実施を義務付けること。

（3）機械等による労働災害防止対策の促進等のため、特定自主検査は、法令で定める資格を有する者又は検査業者に行わせるとともに、法令に定める基準に従って行わせること。

（4）高年齢者の労働災害防止の推進のため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理等の必要な措置を講ずることを事業者の努力義務とすること。

2 労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第57号）により、熱中症の自覚症状がある作業等者の報告体制の整備、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及び実施手順を定めること並びにこれらの事項の周知が事業者により義務付けられたこと等を踏まえ、規程においても同様の規定を設けること。

第2 会員及び協会は、法令を順守するとともに、規程を守らなければならないこと。

第3 適用日等

1 第1の1（1）の一部、（3）、（4）及び2並びに第2に係る規定の変更は、厚生労働大臣の認可のあった日から起算して90日を経過した日から適用すること。

2 第1の1（1）の一部に係る規定の変更は、令和9年4月1日から適用すること。

3 第1の1（2）に係る規定に基づく義務は、第1の1（2）に係る労働安全衛生法の規定が適用されるまでの間は、努力義務とすること。

4 その他所要の規定の整備を行うこと。